

# 舞鶴市議会の沿革

# 舞鶴市議会の沿革

舞鶴市議会は、昭和18年7月20日開設した。これは明治44年4月の市制改正法律に基づくもので、時局の要請により同年5月27日舞鶴市・東舞鶴市が合併して舞鶴市制を施行し、同年7月5日に市議員選挙が行われ36人の議員が選ばれ、中舞鶴公会堂で初市会が開かれた。

旧舞鶴市は、明治22年町村制の施行によって、北田辺等従来の22町が舞鶴町として発足し、昭和11年8月には周辺5か村（四所、中筋、池内、余内、高野）を合併して8月21日に町会議員選挙を行い40人の議員が決まり、同13年8月市制施行まで在任した。

旧東舞鶴市は、明治39年7月倉梯村、志楽村の一部で新舞鶴町が発足し、昭和13年8月には中舞鶴町、倉梯村、志楽村、与保呂村と合併して東舞鶴市制を施行した。両市とも8月29日にそれぞれ30人の議員を選挙し、次いで昭和17年8月29日には任期満了による選挙で旧舞鶴市30人、旧東舞鶴市（昭和17年8月1日、朝来村、東大浦村、西大浦村を合併）36人の議員が決まった。

地方自治法制定以前の地方自治制度は、明治維新に際して定められ、特に当時のドイツ（プロイセン）の制度を参考にした明治21年の市制、町村制及び同23年の府県制により近代的自治の形態が与えられた。

その後時代の変遷に伴い社会の進歩に応じて改正が加えられたが、明治44年4月の市制、町村制の大改革では、議員の半数改選を廃止し、任期は6年から4年となった。大正10年には選挙権がやや拡大され、直接市町村税を負担する者を公民として市町村会議員の選挙権・被選挙権が与えられ、町村の等級選挙（複選制）を廃止し、市は2級選挙となった。つづいて大正14年5月には、いわゆる普通選挙法の公布により、はじめて納付額による選挙権の制度を撤廃したのに伴って翌15年6月市制、町村制にも普通選挙制が採用され、そのため市町村会議員の選挙権・被選挙権についても納税額による制度が廃止された。

明治憲法は中央集権的官僚行政を根本の建前とし、地方自治を保障していなかった。地方行政の極めて広い分野が国の行政機関としての府県知事の手保留され、国の全面的支配と後見的監督の下に運営されたわが国の地方自治制度も、民主主義の進展に伴って次第に進歩的方向をたどってきたが、やがて日華事変の勃発を契機とする戦時体制の強化はこれを逆転させた。地方自治は国家の戦争目的に仕えるための国家行政の一環としての自治制度でなければならぬとされ、地方自治行政に対する国政の基本方針の浸透のための市町村の自治制度が行われた。

昭和18年の地方制度の改正がこれで、市制改正法は市長を中心とする自治行政の運営を企画し、市長に対する国家の指導権を強化して中央集権の実を上げようとした。

その一例としては、市長の選任は市会に最終決定権を認めず、市長は市会の推薦した候補者につき内務大臣が勅裁を経て選任することになったのである。本市においても、昭和18年7月の市会で市長候補を推薦する件を可決し、同年7月27日、内務大臣から選任された。

第2次世界大戦終了後、わが国はあらゆる制度の民主化をポツダム宣言によって要請され、地方制度においても大きな変革と前進をみるに至った。昭和21年9月に一連の地方制度改革が行われたが、翌22年4月には画期的な地方自治法が公布され、5月3日新憲法と同時に施行された。同法は地方自治の統一的な基本法で、新憲法の中にも特に一章を設けてこれを保障している。地方自治法は地方公共団体の自主性、自立性の強化、地方公共団体における行政事務執行の能率化と公平の確保、住民自治の徹底を目的とするもので、とりわけ地方議会の権限は拡大され、条例の制定改廃及び予算その他に関する議決権ととも

に広汎な行政事務の監督権をその重要な権能とするに至り、名誉職であった議員は特別職となった。また、議会運営の面においては、従来の参事会制度（副議決機関）を廃止して常任委員会制度を採用し、議会閉会中でも活動できるものとした点が大きな特徴である。そして地方公共団体の長を公選制としたのと相まって長との関係も相互の独立性を尊重するものとなった。そして、昭和20年12月普通選挙法大改革により婦人が参政権を獲得したのをはじめとして諸制度が撤廃され、それによって地方議会議員の選挙権・被選挙権の範囲も拡大された。

こうして昭和22年4月5日新憲法下で初の市長選挙が、また同月30日には市会議員の選挙が行われ、本市においては36人の新議員が決まり、5月20日地方自治法に基づく舞鶴市議会を開設した。

以後、地方自治法は幾多の改正を経ているが、当初の改正には特に地方議会の権限を強化する傾向がみられた。例えば昭和22年12月の予算増額修正権を認めたこと、昭和22年3月議会の議決事項の範囲を拡大し、昭和25年5月行政事務の検査及び監査の請求権の拡大を図ったことなど、その一例である。

なお、昭和25年の改正で市の議会には条例の定めるところにより事務局を置くことができることとされ、法制化された。本市議会では、昭和18年に市会が新発足以来議会運営に関する事務は市庶務課がこれに当たり、会議録作製のための書記が市会開会のたびに置かれていたようであるが、昭和22年5月、新しい議会運営に即応するため市会事務局（昭和25年4月市議会事務局と改称）が設けられた。

また、昭和62年9月24日には、自治連合会等からの請願を受け、議員定数問題調査特別委員会を設置して慎重に審議した結果、全国の趨勢と本市が持つ立地条件等を勘案して、議員法定数36人を4人削減し、条例定数を32人（平成13年12月27日、30人に改正）とする舞鶴市議会議員の定数減少条例を制定した他、平成3年4月の地方自治法の改正により議会運営委員会の法制化を行うため、委員会条例の一部改正を行った。

そして、平成11年12月には、市長の提案により情報公開条例を制定することとなったが、市議会もその実施機関として積極的に情報公開と情報提供を行うため、各委員会を無条件で公開した。

さらに、委員会記録についても全文記録による会議録を情報コーナーで公開するとともに、平成14年3月に市議会ホームページを開設、平成15年3月にはインターネットによる会議録検索システムを導入したほか、平成22年6月には本会議、令和3年9月には委員会のインターネットによるライブ中継及び録画配信を開始するなど、市民により開かれた議会を目指して議会の活性化に取り組んできた。

こうした経過も踏まえ、積み重ねてきた取組をより確かなものとし、さらに公正性及び透明性を高めるとともに、「市民に開かれた議会」、「議会機能の充実」及び「効率的・効果的な議会運営」を実現するための取組に邁進することにより、市民福祉の向上と市勢の発展に尽くすことを固く決意し、平成30年10月に、舞鶴市議会の最高規範として、「舞鶴市議会基本条例」を制定した。

また、平成14年12月定例会においては、地方自治法第91条第1項の規定により、舞鶴市議会議員の定数を30人とする「舞鶴市議会議員定数条例」を制定し、平成15年1月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行することとした。その後、平成22年3月30日の条例改正により28人、平成29年12月5日の条例改正により26人、令和3年12月3日の条例改正により25人とした。

歴 年	制度の制定・改正	重 要 事 項
大 化 改 新 6 4 5 年	五保の制	5戸を1組とし、保の中の各戸に対して共同で戸籍、納税、防犯などの処理をさせる。
戦 国 時 代	自治組織生まれる	地方の住民が戦乱から共同で身を守るための自治組織を設置する。
江 戸 時 代	町年寄・名主・庄屋	戦国時代に生まれた自治組織がだんだん整備されて江戸時代の町村となり、相当進歩した自治を営んでいた。 町や村の長である町年寄、名主、庄屋は多くの地方で住民の間で選挙されていた。 町や村の内部組織として5人組制度が発達していた。
慶 応 4. 4. 27	政体書制定 (府藩県三治)	維新政府は政体書を制定、府藩県を地方行政区画とし、県に知事、藩に諸侯を置く。中央政府直轄の府県3府、45大名の領有する藩261藩
明 治 2. 6. 17	版籍奉還	藩が中央政府の行政区となり、藩主が知事になる。
2. 6. 20	舞鶴藩と改称	田辺藩主、舞鶴藩知事に任命される。
4. 7. 11	廃藩置県	舞鶴藩は舞鶴県となる。3府(東京、京都、大阪)306県とした。
4. 11. 2	府県の統合	全国を3府72県とした。 舞鶴、宮津、峰山、久美浜、福知山、篠山、柏原、出石、村岡、生野、豊岡を合併、豊岡県を設置
5. 4. 9	戸籍法公布 (地方公共団体としての町村は姿を消す)	維新後も江戸時代のままの町村の制度が引き継がれたが、明治4年になって政府は、新戸籍を編成するため、旧来の町村区画とは別に大区・小区を設け、庄屋、名主、年寄は廃止され地方公共団体としての町村は姿を消した。大区(907)、小区(7699)戸籍事務処理
9. 8. 21	府県の統合	豊岡県を廃止、丹後5郡と丹波天田郡は京都府に編入
11. 4. 22	三新法制定 (旧来の町村復活)	郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則が制定される。 郡区町村編成法は大区小区を廃止し、府県の下に郡区(市のこと)町村をおいて旧来の名称に復することを決めた。
12. 3. 30	京都府会開設	

(舞鶴市議会の沿革付録)

歴 年	制度の制定・改正	重 要 事 項
13. 4. 8	区町村会法公布	戸長に対する議会の選任制実現。議員は住民に選挙（15年舞鶴、朝来、志楽地区に連合町、村会できる）
14. 10. 12	国会開設の勅諭下る	明治23年から国会を設ける。そのときまでに憲法を制定するという勅諭
17. 5. 7	区町村会法改正	区町村会による区長や町村戸長の選挙廃止、知事県令の任命制となる。区町村会の議長は区長戸長に改める。
21. 4. 25	市制、町村制公布	地方自治制度制定。町村会議員2級選挙、市会議員3級選挙となる。市長は市会で推薦する候補者3人のうち、内務大臣が適任者を官選。町村長は町村会において選挙
22. 4. 1	市制、町村制施行	加佐郡は町村制の実施により、172町村を解体し、1町24カ村（舞鶴町、池内、中筋、高野、余内、与保呂、倉梯、志楽、朝来、西大浦、東大浦、河守上、河守下、河東、河西、有路上、有路下、岡田上、岡田中、岡田下、丸八江、東雲、四所、神崎、由良）が発足
23. 5. 17	府県制、郡制公布	
32. 3. 16	府県制改正	府県会議員の等級選挙制が選挙有権者による直接選挙制となる。
35. 6. 1		余内村の余部上、余部下、長浜、和田の区域をもって余部町が発足
39. 7. 1	市制、町村制改正	議員の半数改選廃止、任期は6年から4年に改める。
39. 7. 1		倉梯村と志楽村の一部をもって新舞鶴町が発足
大 正 8. 8. 6		余部町を中舞鶴町に改称
10. 4. 11	市制、町村制改正	町村の等級選挙を廃止し、市は2級選挙となる。
10. 4. 12	郡制廃止に関する法律公布（12.4.1施行）	地方公共団体としての郡がなくなる。
14. 3. 29		普通選挙法成立
15. 6. 24	市制、町村制改正	普通選挙制が採用される。従来市に存続した等級選挙廃止

歴 年	制度の制定・改正	重 要 事 項
昭 和 11. 8. 1		舞鶴町が隣接する四所、高野、池内、余内、中筋の5カ村を合併
13. 8. 1		舞鶴町が市制を施行し、舞鶴市発足
13. 8. 1		新舞鶴町、中舞鶴町、倉梯村、与保呂村、志楽村の5カ町村が合併し、その区域をもって東舞鶴市発足
17. 8. 1		東舞鶴市が朝来、東大浦、西大浦の3カ村を合併
18. 3. 20	市制改正	地方制度にも強力な国家的統制の枠がはめられた。
18. 5. 27		舞鶴市と東舞鶴市が合併し、舞鶴市発足
18. 7. 5		舞鶴市市会議員選挙（定数36人）
20. 12. 17	参議院議員選挙法改正	普通選挙法大改正 婦人参政権獲得
21. 9. 27	市制改正	市長は直接公選制となる。 議会の権限の拡充、住民の参政権の範囲拡充
22. 4. 17	地方自治法公布	
22. 4. 30		舞鶴市市会議員選挙（定数36人）
22. 5. 3	地方自治法施行	
22. 5. 20		舞鶴市議会発足
62. 9. 24	舞鶴市議会議員の定数減少条例制定	議員定数を4人減少し、32人とする。
平成 13. 12. 27	舞鶴市議会議員の定数減少条例改正	議員定数を2人減少し、30人とする。
14. 12. 27	舞鶴市議会議員定数条例制定	議員定数を30人に定める。 舞鶴市議会議員の定数減少条例は廃止

(舞鶴市議会の沿革付録)

歴 年	制度の制定・改正	重 要 事 項
22. 3. 30	舞鶴市議会議員定数条例改正	議員定数を28人に定める。
29. 12. 5	舞鶴市議会議員定数条例改正	議員定数を26人に定める。
30. 10. 3	舞鶴市議会基本条例制定	平成30年9月定例会において全会一致で可決
令和 3. 12. 3	舞鶴市議会議員定数条例改正	議員定数を25人に定める。